（独）国立病院機構松江医療センター

令和８年度看護学生奨学金のご案内



当院では、看護専門学校、看護系大学に在籍する学生で、卒業後、当院へ看護師として勤務する学生に対して、就学支援を目的として奨学金を貸与しております。

【問い合わせ先】
〒690－8556
松江市上乃木5丁目8番31号
（独）国立病院機構松江医療センター
管理課　庶務班長
電話　（0852）21－6131

奨学金制度について

１．奨学金制度の基本的な考え方

卒業後、当院に看護師として勤務する学生に貸与します。
勤務年数が一定期間を超えた場合は、返還を免除します。

２．奨学金の額

年間60万円

３．貸与の時期及び方法

年2回（4月、10月）に分けて指定の口座に振り込みます。
※初年度は10月に一括で60万円を振り込みます。

４．申請方法

必要書類を提出期限までに下記担当まで簡易書留で郵送してください。
担当：　〒690－8556　松江市上乃木5丁目8番31号
　　（独）国立病院機構松江医療センター管理課庶務班長
提出期限：令和8年4月8日（火）・必着

５．必要書類

奨学生申請書（別紙様式）
履歴書（別紙様式）
成績証明書（令和8年4月に看護専門学校、看護系大学へ入学される方は入学前直近に在学していた学校の成績証明書、それ以外の方は令和7年度までの看護専門学校、看護系大学の成績証明書）

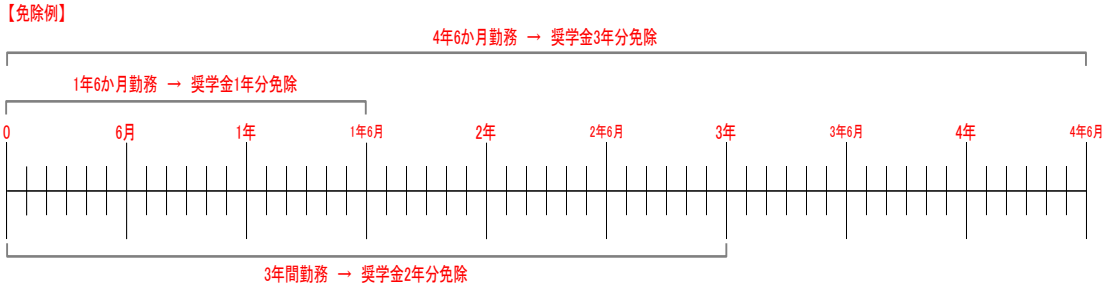
６．奨学金貸与決定方法

書類選考及び面接試験
※面接は令和8年4月18日（土）に実施します。詳細は別途お知らせします。

７．奨学金の返還免除

当院に1年6か月勤務した場合、1年分の奨学金の返還を免除します。

【免除例】



※病気休暇、病気休職、育児休業等で勤務しなかった期間は返還免除期間から除きます。

８．奨学金の返還

・奨学生を辞退した場合
・看護学校等を退学した場合
・看護学校等で新たな学年に進級できない場合
・当院の職員採用試験に不合格になった場合
・看護学校等を卒業する当年に看護師免許を取得できなかった場合
・奨学金が免除される期間に達する前に退職する場合
・その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合

参考（給与等）

基本給（初任給）大卒　225,800円　短大3卒　218,800円　短大2卒　211,000円
諸手当　夜間看護等手当、住居手当、通勤手当、特殊業務手当、超過勤務手当等
　　業績手当（ボーナス）　年間基本給等の4.2月分程度